

# 太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース 2006年11月第45号

## テーマ：電子化を導入した新会社法とそのあらまし

以下の要旨は 66 秒でお読みいただけます。

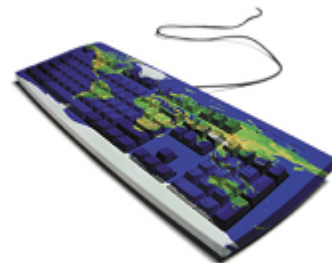
### 要 旨

電子化を目指す政府に呼応して、新会社法では、随所に実務上の利便、スピード化、ペーパーレス化を実現すべく、電子化制度の導入・整備が図られています。議事録など法定書類のペーパーレス化と表裏一体の電子署名。電子的に署名するとは、一体どんなことを指すのでしょうか？

上場会社の株券は、すでにペーパーレス化、電子決済に向けて走り出しています。取締役会をテレビ電話などで開催することも、正式に認知されました。取締役会の書面決議も可能です。株主総会は、本店所在地またはその隣接地という開催地の制約が撤廃されました。各地で開くなど、複数の会場で開催することも可能です。既存の制約をはずし、時間、空間を越えた経営が行えるインフラが今整備されつつあると言えます。

とは言え、総会の議決権行使を電子的に行うには、「本人性」をどのようにして担保できるか、電子署名の真正確保、改ざん防止は、どのようにして可能になるか、など、課題も山積しています。今我われは、急激に IT 化されてゆく現代社会の真っ只中に置かれています。新会社法という堅いテーマの中で、電子制度化のプロセスを通じて、IT 化社会の断面をご理解いただきたいと思います。

今月は、会社法務実務の実態に精通する石井哲郎司法書士に、最新の電子法務化情勢を解説いただきます。



---

「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから <http://www.gtjapan.com/library/index.html>

本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。

太陽 ASG グループ マーケティング コミュニケーション担当 田代知子 Tel: 03-5770-8860 Email: t-asgMC@gtjapan.com

---

## 電子化を導入した新会社法とそのあらまし

司法書士石井哲郎事務所  
石井 哲郎（司法書士）

### 新会社法の電子化

現代では、日常生活のみならず会社経営をしていくうえで「コンピュータ」「携帯電話」「Eメール」「インターネット」などが欠かせない存在になっています。「IT革命」という言葉に象徴されるとおり、情報技術の発達は私たちの生活を大きく変えました。これらの情報技術の発達は「電子化」という形で法律にも反映されており、新会社法でも、電子化への法改正が行われています。



### 会社法でなにが電子化されたか

代表的なものとして、上場会社の株券の電子化があります。電子化とは別に、新会社法では、株券のペーパーレス化、つまり株券が廃止されました。新会社法はさらに、署名の電子化、定款の電子化、議決権行使の電子化、議事録の電子化、公告の電子化などを定めました。テレビ電話会議などによる取締役会の開催も、正式に認める規定ができました。株券以外の電子化は、まだ実現に困難を伴うものが少なくありませんが、この動きは、電子化政府の流れとともに、今後加速されていくものと予想されます。

### 電子化とは何か

「電子化」を理解するため3つの観点で整理してみます。

3つの 観点	ペーパーレス化 (会社法 26 条 など)	情報伝達方法の多様化 (会社法 939 条 など)	経営の迅速化 (会社法 370 条など)
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>議事録などの文書の電子化（紙からパソコン・ファイルへ）</li> <li>電子定款</li> <li>株券の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子公告</li> <li>電磁的方法（Eメール）による総会招集通知</li> <li>Webによる参考書類の開示</li> <li>議決権行使の電子化（電子投票）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TV電話会議等による取締役会の開催</li> <li>電磁的同意による取締役会決議の省略</li> </ul>

### ペーパーレス化と電子署名

ペーパーレスと電子化は、今日、表裏一体の関係にあります。ペーパーレス化の利点は、「保管スペースの削減」「情報の共有」「検索の容易化」「紛失の防止」などを挙げることができます。その上で、法定文書のペーパーレス化では、「真正確保」「改ざん防止」を考えなければなりません。そのために必要とされるものが「電子署名」です。

### 電子署名とは・・・

電子署名の定義は様々ありますが、一言で言えば、ITネットワーク上で用いる「暗号」です。会社法で必要とされる電子署名は「本人性」と「非改ざん性」が保証される限りにおいてはその様式を問わないとしていますが、登記申請手続きに添付する議事録には、その要求基準が法律で定められています。電子化上の暗号とは、つまるところ「暗証番号」である、と言ってさしつかえないでしょう。電子署名は、公開鍵（IDコード）と秘密鍵（パスワード）という暗号使用の仕組みによって、本人性と非改ざん性を確保するものです。この技術は、インターネットへのアクセスやクレジットカード、キャッシュカードの機密性向上に、日常的かつ広範囲に用いられている手法です。

## 株券の電子化とペーパーレス化

株券の電子化は上場会社が対象です。ほふり制度への移行により、すでに 8 割がたの上場株券はペーパーレス化され、株券のデリバリーは電子的に行われています。2009 年 6 月までには、全ての上場株券が廃止されます。

株券のペーパーレス化とは、会社が「株券を発行しない」という意味です。新会社法によって設立される株式会社は、自動的に「株券を発行しない会社」となります。一方、新会社法の施行以前から存在する会社が株券を廃止するには、整備法によって定款に記載があるものとみなされている「株券を発行する」旨の定めを削除する必要があります。

## 非上場会社は株券発行会社のままでいいか

株券発行会社の株式を譲渡する場合、株券の交付を受け、その株券を相手方に交付しなければ、法律上、譲渡の効力が生じません。また、M & A を行う場合や取得条項付株式（エグゼクティブ・ニュース第 41 号参照）を利用して会社による自社株式取得を行う場合、1 ヶ月以上の期間において「株券提出公告」が必要となります。手続きのスピーディさに欠けるといったデメリットが生じます。物理的な株券の管理という厄介な面もあります。

株券を発行しない非上場会社の株式と株主の管理は、株主名簿によって行いますので、従来以上に、その整備が重要になります。



## 電子定款

新会社法で設立する株式会社の定款は、従来のような紙でなく PDF ファイルにした電子定款にすることもできます。公証人の認証文が付された紙ベースの謄本が交付されるので、使い勝手は従来と変わりません。

## 電子公告

株式会社には、新会社法の施行前から計算書類の公告義務がありましたが、ほとんどの非上場会社では、実際にはその義務を果たしていませんでした。この計算書類の公告義務は、会社が有限責任というメリットを受けるために支払う代償ですから、本来的には、非常に重要な義務の 1 つです。また、最低資本金規制も廃止され、資本金の多寡は会社の信用度を図るものではなくなったため、会社の財務状況を開示することは、以前にも増して重要となったとされています。

会社の公告方法の定番は「官報」ですが、官報に公告を行おうとすると、案外費用がかかってしまうため、インターネットを利用した自社のホームページに掲載する方法で、公告を行うことができます。

## 電磁的方法による総会招集通知と Web による参考書類の開示

電磁的方法による総会招集通知とは、電子メールによって総会招集通知を行うことです。Web による参考書類の開示とは、総会の招集通知上、必要とされる「添付書類」「参考書類」を招集通知に添付せず、ホームページで開示すればよい、というものです。

実際には、さまざまな要件をクリアする必要があり、よほど多数の株主が存在するなどの事情が無い限り、現時点ではその採用は差し控えた方が良いでしょう。

## 電子投票制度

電子投票制度を採用する場合は、法律の規定に従った詳細な記載をした参考書類を作成し、株主に交付しなければなりません。また、電子投票には、株主の「本人性の確認」という問題があり、直ちに採用するには、さまざまなハードルがあると言えます。

## 電話会議の法制度化

従来も解釈としては認められていましたが、取締役会をテレビ電話会議システムや電話会議システムで行うことが新会社法では明確に認められました。

## 書面会議の取締役会

新会社法であらたに設けられた制度に、次の 2 つの要件を満たすことでの実際にとり締役会を開催することなく取締役会決議があったものとみなす「取締役会決議の省略」制度も大変便利です。

取締役会の開催省略の要件：

1. 定款に定めがあること
  2. 取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意をすること
- なお、監査役設置会社においては監査役が異議を述べないこと

## 株主総会の開催地が自由化

株主総会の開催地は、法律上、本店所在地またはその隣接の市区に制限されていました。新会社法で、開催地の制限がなくなったことから、開催場所を複数箇所定めて開催することが可能となっています。昨今、大きな総会会場を用意することが困難であったり、株主が全国に点在していたりする場合に、会社の各支店などを総会の会場として定め、TVシステムを用いることで複数の場所を繋げての株主総会を開催することもできるようになりました。

## ペーパーレス化の議事録

新会社法では、株主総会の議事録への押印や電子署名は不要となりました。その意味では、最もペーパーレス化しやすい法定文書です。ただ、会社法上は押印が不要でも、登記手続に際して会社実印、個人実印の押印、電子署名が求められることがあります。電子署名の取得・管理の煩雑さも考慮しますと、まだ、実験段階とも言えるでしょう。

## 「電子化」は道具

会社法は実効性の無い理念や原則というものを極力除いて作られた実践的な法律です。ここまで説明をしてきた電子化にかかる制度も、その全てが会社側で「任意」に採用をすることが可能な制度です。

長らく会社を運営してきた中で、時代の変化と共に様々な便利と思われる機械機器を導入したり、設備投資を行ってきたのと同じように、会社法において設けられているこれらの制度も各社の事情に応じて経営ツールとして活用するためという思考で、前向きにその導入を検討していただければと思います。

以上



**執筆者紹介：**

**石井 哲郎 (いしい てつろう)**

**司法書士石井哲郎事務所**

**司法書士**

1997 年 司法書士試験合格

2006 年現在、東京都千代田区にて商事法務専門司法書士として活動中。中小企業、有限会社、IPO 直前の会社など多種多様な会社を顧客に新株予約権発行、種類株式発行、M&A (合併、株式交換、株式移転、会社分割) などの業務を多数経験。会社法施行にともなう講演、セミナーの実績多数。

**< 著書・著作 >**

『新会社法スタート！ 有限会社の対応と手続きがスッキリわかる本』 (日本実業出版社)

『初めての人にもできる 図解会社設立手続きのすべて』 (日本実業出版社)

『税理士先生のための会社法の登記実務 Q & A』 (週刊税務通信)